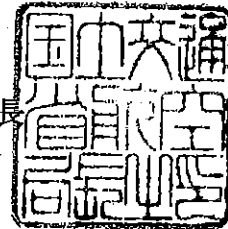


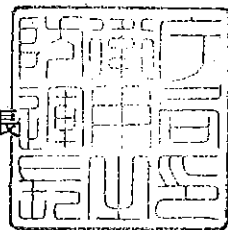


国空制第 379号
運訓第7393号
平成17年 9月26日

国土交通省航空局長



防衛庁運用局長



国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する 覚書

航空法第94条の2第1項に規定される国土交通省令で定める高さ以上の空域（以下「FL290以上の空域」という。）においては、計器飛行方式（以下「IFR」という。）による飛行以外の飛行は原則禁止され、かつ、短縮垂直間隔（以下「RVSM」という。）が適用される空域においては、RVSM適合機のIFRによる飛行以外の飛行は原則として禁止されるが、自衛隊機についてはその任務の特性上、当該空域における有視界飛行方式（以下「VFR」という。）による飛行及びRVSM非適合機のIFRによる飛行が必要不可欠であることにかんがみ、安全かつ円滑な航空交通と自衛隊の任務の円滑な遂行を確保するため、国土交通省と防衛庁は以下のとおり確認する。

第1条 防衛庁は、FL290以上の空域における自衛隊のRVSM非適合機の飛行を任務遂行上必要な場合に行うものとするとともに、当該空域の特性を理解し、当該空域における飛行については任務遂行上支障のない限り、IFRによる飛行を行うものとする。

国土交通省は、自衛隊の任務の重要性を理解し、自衛隊のRVSM非適合機の飛行に際し、便宜を図るものとする。

第2条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる自衛隊機のVFRによる飛行については、航空法第94条の2第1項ただし書の許可をあらかじめ包括的に与えることとし、防衛庁は、当該飛行を行おうとする場合は速やかに国土交通省に通報することとする。

- (1) 自衛隊法第6章に係る飛行
- (2) 自衛隊法第8章に係る飛行（原則としてIFRでの任務遂行が可能な国賓等の輸送、国際緊急援助活動及び国際平和協力業務を除く。）
- (3) 防衛庁設置法第5条第18号に基づく飛行のうち、防衛庁が任務遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行
- (4) 航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書（昭和47年3月3日）第5条第1項第2号に掲げる航空機及び演習に参加する自衛隊機のうち、防衛庁が演習遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行

第3条 国土交通大臣は、前条に規定する飛行以外の飛行のうち、代替飛行場への帰投訓練、ミニマムフューエル帰投訓練並びに自衛隊の訓練／試験空域及び制限空域（それぞれ臨時に設定されるものを含む。以下「自衛隊の訓練／試験空域等」という。）への進出及び帰投、その他防衛庁がVFRでの飛行が必要と判断するものについては、防衛庁長官と調整の上、航空法第94条の2第1項ただし書の許可に関し便宜を図るものとする。

第4条 国土交通省は、FL290以上の空域において、自衛隊のRVSM非適合機がIFRによる飛行を行う場合については、当該飛行の承認に関し便宜を図るものとする。

第5条 国土交通大臣は、自衛隊の訓練／試験空域等及び超音速飛行空域における自衛隊機のVFRによる飛行については、自衛隊の教育訓練等が従前と同様に支障なく行われるよう航空法第94条の2第1項ただし書の許可をあらかじめ包括的に、かつ、条件を付すことなく与えるものとする。

第6条 第2条及び第3条に基づきVFRによる飛行の許可を受けた自衛隊機と他の航空機との安全確保については、両省庁の間で協議の上、要撃機等に対する管制及び誘導に関する中央協定（昭和47年7月7日）に定めるものと同様の方式を定め、防衛庁が当該方式の基準に基づき安全間隔を確保することを基本とし、その他の安全対策についてさらに両省庁の間で協議し、実施するものとする。

第7条 本覚書の実施のために必要な細部事項については、別途協定するものとする。